

大成建設株式会社、株式会社本間組及びコスモエコパワー株式会社
「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
勧告について

令和3年7月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、大成建設株式会社、株式会社本間組及びコスモエコパワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、新潟県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県村上市及び胎内市の沿岸域及び沖合
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大500,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和元年 6月 3日
環境大臣意見受理	令和元年 8月 9日
経済産業大臣意見発出	令和元年 8月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月14日
住民意見の概要等受理	令和3年 3月23日
新潟県知事意見受理	令和3年 6月 4日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 7月 8日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、萬上
電話03-3501-1742（直通）

大成建設株式会社、株式会社本間組及びコスモエコパワー株式会社
「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の配置や工事規模、基礎構造の形式等の事業計画を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域の周辺においては他事業者による既設の陸上風力発電所が存在することから、他事業者との積極的な情報交換等に努め、累積的な影響についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 風力発電機の設置に伴う海水の流向、流速及び海底地形の変化による水質や生物、沿岸等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 鳥類の調査に当たっては、種類に応じた実態を評価できるよう、適切に調査を実施すること。また、風力発電機設置後の鳥類の行動変化についても、可能な限り調査、予測及び評価を行うこと。
5. 主要な眺望点には、実施区域周辺の沿岸における地域住民の日常的な生活環境の場や、海浜景観として実施区域を含めた南北に長い海岸線を望む地点など、地域住民の多様な生活環境を考慮した地点を追加すること。

(新潟県知事からの意見書の写しを添付)